

貿易関係証明書の発給について

【発給手続きについて】

証明書をご申請者で作成し、必要とする部数に福岡商工会議所の控えを1部（必要部数+1部）を添えて、窓口にご提出ください。

書類に不備がない場合は、即日発給・交付いたします。所定手数料を窓口にてお支払ください。

【証明書について】※提出書類には、必ず署名届に登録されたご本人様がサインしてください。

<原産地証明書>

- 原産地とは貿易取引される商品の国籍のことで、すなわち、原産地証明書とは「貿易取引される商品の国籍を証明する書類」のことです。
- 日本産原産地証明のほか、外国産原産地証明も発給しております。（詳しくは窓口にお尋ね下さい。）

商工会議所所定の用紙を窓口でご購入頂き、商業インボイス等を元に書類を作成してください。

申請の際には、福岡商工会議所控えのほか、商業インボイス等典拠書類をあわせてご提出ください。

<インボイス証明>

- 商業インボイスをはじめとする各種インボイスや船籍関連書類などが、その発行者により正規に作成され、商工会議所に提示されたという事実を証明するものです。
- 記載内容についての証明ではありません。

<サイン証明>

- 申請者が書類上に肉筆で自署したサインが商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。
- 例：衛生証明書、自由販売証明書、成分分析証明書、産地証明書、非放射能汚染証明書…など

<その他証明>

- 日本法人証明等の各種証明書の発給を行っています（詳しくは窓口にお尋ね下さい。）

【各種手数料及び書類販売料金について（税込）】

	当所会員	非会員
証明手数料（1件につき5枚まで）	1,080円	2,160円
登録手数料	無料	5,400円
原産地証明書用紙	108円（10枚単位～販売）	
申請事務マニュアル	540円（1冊目は無料）	540円

【発給時間】 平日（年末年始除く）<午前>9:00~11:30 <午後>13:00~16:00

※11:30~12:00 及び 16:00~17:00 に受付をした証明書は翌発給時間での発給となります。

【お問合せ】 福岡商工会議所 産業振興部 産業振興グループ
TEL: 092-441-1230 FAX: 092-441-1149

原産地証明書（Certificate of Origin）申請方法

【申請の際に窓口にお持ち頂くもの（①～③）】

① 証明発給申請書

- ・申請窓口にご用意しています。

② 原産地証明書（商工会議所へ登録済みの署名者の肉筆サイン入り）

- ・専用の用紙に印刷した原産地証明書をお持ちください。
- ・専用の用紙は 10 枚 108 円で窓口にて販売しています。

※ご持参頂く枚数

- ・必要部数+商工会議所の控え 1 部（商工会議所控えは ORIGINAL もしくは COPY1 部）
- ・原産地証明には ORIGINAL と COPY の 2 種類がありますが、ORIGINAL は 3 部までしか発給できません。
- ・同内容の原産地証明書は 5 部まで、1 件分の手数料（福岡商工会議所会員:1,080 円 非会員:2,160 円）で発給いたしております。

③ 商業インボイス（商工会議所へ登録済みの署名者の肉筆サイン入り）

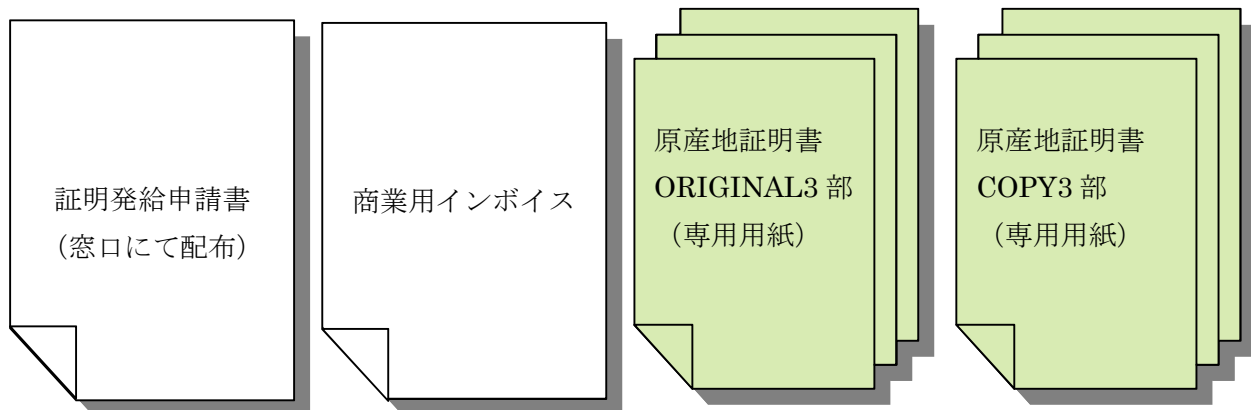
- ・インボイスは商業インボイス（Commercial Invoice）に限ります。
- ・商業インボイスは最も重要な典拠書類であり、原産地証明書はインボイス記載内容の転記を原則としており、記載内容は全部数とも同じであることが必要です。インボイスに無い記載内容を原産地証明書に記載することができません。
- ・外国産貨物の証明を申請する場合は、別途典拠書類が必要です。

（申請例）

5 部発給申請する場合

- ・証明発給申請書 1 部
- ・原産地証明書 6 部（ORIGINAL3 部まで、その他 COPY）商工会議所控え 1 部含む
- ・商業インボイス 1 部

手数料は 1 件分（福岡商工会議所会員:1,080 円 非会員:2,160 円）



原産地証明書（Certificate of Origin）記載要領

【原産地証明とは】

- ・貿易取引される商品の**国籍**を証明する書類です。
- ・「～県が産地である」、「契約通りの商品である」、「商品価格は適正なものである」等の**本来の目的とは関係のない文言の記載はできません**。

【記載原則】

- ・**英語での記載を原則**としております。英語とそれ以外の言語との併記も認められません。荷印を除いて英語以外での記載はできません。
- ・サインを除き、「**タイプ打ち**」または「**パソコン**」等で記載してください。
- ・所定の記載欄の中に記載してください。**欄外への記載は認められません**。欄外へはみ出た記載・専用用紙に印刷された文言に記載事項が重なった場合も認められません。

【基本】

- ・原産地証明書の作成者は、貿易取引において契約当事者となっている輸出者です。
- ・必ず所定の欄に、「**ORIGINAL**」、「**COPY**」何れかの表示をしてください。
- ・インボイス記載内容の転記を原則としております。

《作成方法》

【1 欄】

- ・輸出者とは、貿易取引の当事者である売手側を指します。
- ・住所に必ず国名を記載してください。

【2 欄】

- ・Consignee とは、貿易取引の当事者である買手側を指します。
- ・住所に必ず国名を記載してください。

【3 欄】

- ・典拠インボイスの番号と作成日を**必ず記載**してください。（番号がない場合 NIL）
- ・典拠インボイスの日付が、**証明申請日（9 欄）より後のものは不可**。（同日は可）

【5 欄】

- ・積出地・荷揚地を記載する場合は、港名・国名も必ず記載してください。
- ・出港予定年月日を記載する場合は、必ずインボイスに記載された出港予定年月日と同一の年月日を記載してください。

原産地証明書（Certificate of Origin）記載要領

【6 欄】

・原則は空欄です。ただし、日本の輸出者とその直接の契約者に係る内容の記載が必要な場合は、記載できる内容もあります。

・下記内容を記載する場合は、インボイス上にも必ず記載してください。

・欄内に記載しきれない場合は、記載事項の最後に「*（アスタリスク）」を付し、7 欄にも同様に「*」を付し、その後続きを記載してください。

〈6 欄に記載ができる内容〉

・ 製造業者名と住所、国名（全て記載してください。いずれかのみでの記載は不可。）
・ End User の会社名と住所、国名（仕向国と同一であること）
・ Buyer（買主）の会社名と住所、国名
・ Cargo Consignee（現地の通関業者）の会社名と住所、国名
・ 支払条件に関する事項 T/T、L/C at sight、N.C.V.(No Commercial Value)、D/A 90 days after sight 等
・ 貿易条件（本欄もしくは 7 欄に記載） FOB、CIF 等
・ 信用状（L/C）に関する事項 L/C Number 1234 issued by Nissho Bank dated October 1,2012 等
・ Indent No.（委託買付番号）
・ Sales Note No.（売約書番号） Contract Note、Contract Sheet、Sales Contract 等
・ Contract No.（契約番号）
・ Order No.（注文番号）
・ Import License No.（輸入承認番号）
・ Proforma Invoice No.（仮送り状番号）
・ Insurance Policy No.（保険証券番号）
・ Purchase Order No.（買注文番号）
・ Importer's code No.（税関に対して輸入者として登録している番号）
・ Buyer's P/O No.（Buyer(買主)の注文番号）
・ Notify party（着荷通知先）

〈6 欄に記載ができない内容〉

・ this や your のような代名詞を含む表現 your order number ⇒ Order Number ○○○
・ 他欄に記載すべき事項
・ 輸出者が責任を負わない旨の記載
・ 輸入者と転売先との契約に関する事項
・ 宣誓文（We certify～）は本欄ではなく、7 欄に記載

原産地証明書（Certificate of Origin）記載要領

・製造年の記載

【7 欄】

「Marks」についてのみ、日本語の記載が認められております。それ以外は英語で記載してください。

① 「Marks」「Numbers」（荷印・荷番号）

- ・輸出貨物に表示されている荷印と荷番号を記載してください。
- ・荷印がない場合は、「Unmarked」「No Mark」「N/M」「No Number」「N/N」または「NIL」と記載してください。

② 「number and kind of packages」（梱包数と種類）

- ・carton、crate、box、pallet、bale、roll 等の荷姿と梱包数を記載してください。
- ・コンテナ輸送の場合には、「Container No. 〇〇〇」、「Seal No. 〇〇〇」のように記載してください。
- ・申請時に不明な場合は記載する必要はありません。

③ 「Description of goods」（商品名）

- ・商品は日本産でなければなりません。
- ・原産地証明書に記載するものはすべて商品（物）“goods”でなければなりません。
- ・商品名は、第三者にも分かるような一般的な商品名を記載してください。
- ・インボイスに記載の商品の一部だけを原産地証明書に記載して申請することはできません。有償、無償を問わず、すべて記載してください。
- ・インボイスに一部外国産商品が含まれている場合、外国産商品を除き日本産商品だけ原産地証明書に記載して申請することができます。
- ・極力、原産地証明書用紙 1 枚にまとめて記載してください。

【8 欄】

- ・商品ごとに具体的数量に記載が必要です。梱包の数量しか記載のないものは認められません。
- ・重量を記載する場合は、必ず NET WEIGHT（純重量）か GROSS WEIGHT（総重量）を明記してください。
- ・原産地証明書やインボイスに数量・数量単位のないものは認められません。

【9 欄】

- ・「Place」は「Fukuoka」、「Date」は「申請日」を原則としております。
- ・日付が未来日の発給は認められません。
- ・日付がインボイスより古いものは認められません。
- ・サインは福岡商工会議所に登録済みであることが必要です。
- ・サインを誤った場合は、発給できませんので、作成し直して頂きます。
- ・サインのそばに署名者の氏名をタイプしてください。サインとタイプされた氏名は一致している必要があります。

原産地証明書（Certificate of Origin）記載要領

- ・会社名を記載する必要はありません。
- ・会社の印鑑を押さず、サインのみ記載してください。
- ・申請はサインが全部数とも同じであることが必要です。
- ・申請者のサイン等が欄外にはみ出さないよう注意してください。
- ・肉筆サインの代わりにラバースタンプを使用する場合、電話番号や住所等が含まれないものを使用してください。

【10 欄】

- ・こちらは商工会議所証明欄ですので、何も記載しないでください。

【訂正】

誤った箇所に二重線を引き訂正してください。

正しく訂正されていることを確認後、訂正箇所の近くに商工会議所の訂正印を押印します。

訂正可能箇所は、証明後、証明前で異なります。

① 証明前

- ・肉筆サイン以外の全ての箇所の訂正が可能です。
- ・1 申請につき 3 か所まで訂正可能です。4 か所以上の訂正が必要な場合は、作成し直して頂きます。
- ・欄外への記載を訂正・削除することはできません。

② 証明後

(1) 必要書類

- ・原産地証明書全部数（発給済のもの）
- ・原産地証明書 商工会議所控 1 部
- ・訂正済インボイス

(2) 記載事項別の訂正の可否

〈訂正可能事項〉5,6,7,8 欄のみ、条件付きで訂正可。

5. Transport details

信用状決済の場合、原産地証明書の出港日は前後 5 日間以内の変更であれば訂正する必要はありません。（荷為替信用状に関する統一規則および慣例（2007 年版 UCP600）第 3 条より）

6. Remarks

契約/契約条件、取引当事者/関係者及び信用状（L/C）関連情報は訂正不可。

7. のうち Marks、numbers、number and kind of packages

8. Quantity

商品数量については、±5%以内の数量の訂正に限り、認めます。この範囲を超える訂正や、数量単位の訂正はできません。

原産地証明書（Certificate of Origin）アタッチシート記載要領

【原産地証明書 1 枚に記載しきれない場合の証明書作成方法】

極力、原産地証明書用紙 1 枚にまとめて記載することが望ましいが、用紙 1 枚に記載しきれない場合、以下の 2 つの方法のうち何れかの方法により作成してください。

I. 添付記載方式（アタッチ・シート方式）

原産地証明書の 1 枚目に商品名総称、総数量など当該商品の全体像を記載し、「details as per attached sheet(s)」と注記したうえで、詳細を記載したアタッチ・シートを添付する方式

①最初の頁 緑色の専用用紙

原産地証明書用紙 7 欄に「details as per attached sheet(s)」と表記し、商品の一般名称と合計数量等を記載の上、詳細を記載した添付用紙が添付されているかどうか確認してください。

②2 頁目以降 A4 サイズ白紙縦長

- ・1 枚目同様に、「タイプ打ち」または「パソコン」等で記載してください。
- ・添付用紙上部に「Marks, numbers, number and kind of packages ; description of goods, Quantity」を明記し、その下に詳細を記載することを原則としております。
- ・通し番号を「ページ/総ページ数」と記載してください（1 ページの場合は記載不要）。

<禁止事項>

- ・添付用紙に会社のレターヘッドや会社名が入った用紙を使用すること。
- ・「Invoice Attach Sheet」や「包装明細書（Packing List）」等、原産地証明書の添付用紙として相応しくない表記をすること。
- ・原産地証明書用紙に文章等を途中まで記載し、記載しきれない残りを添付用紙に記載すること。
- ・添付用紙に宣誓文を記載すること。
- ・サインを記入すること。
- ・社印を押印すること。

SAMPLE

1. Exporter		CERTIFICATE OF ORIGIN	
2. Consignee		ORIGINAL or COPY	
		3. No. and date of Invoice	
		4. Country of Origin	
5. Transport details		6. Remarks	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods		8. Quantity	
具体的な商品名、合計数量等を記載			
- Details as per attached sheet(s) -			
9. Declaration by the Exporter		10. Certification	
		1/2	
		2/2	

原産地証明書（Certificate of Origin）アタッチシート記載要領

II. 連続記載方式（to be continued 方式）

原産地証明書用紙の1枚目に記載しきれなかった残りの部分を、別紙に連続して記載していく方式
最初と最後の頁は原産地証明書用紙を使用し、最後の頁の9欄にサインを記入してください。

別紙が2枚以上にわたる場合は、最初と最後の頁以外は、A4の白紙を使用してください。

①最初の頁 緑色の専用用紙

- ・原産地証明書1欄から8欄まで記載してください。
- ・7欄には必ず、頁番号と「to be continued」の記載をしてください。
- ・9欄と10欄には斜線を引き、何も記載しないでください。

②最後の頁 緑色の専用用紙

- ・原産地証明書1欄から5欄まで斜線を引き、何も記載しないでください。
- ・7欄には、最初の頁から引き続き産品情報記載してください。また、頁番号と「to be continued」の記載をしてください。
- ・9欄に、福岡商工会議所に登録のあるサイナーのサインを記入してください。

③最初と最後の頁以外 A4の白紙

- ・用紙上部に「Marks, numbers, number and kind of packages ; description of goods, Quantity」と見出し項目を表示したうえで詳細を記載してください。

<禁止事項>

- ・添付用紙に会社のレターヘッドや会社名が入った用紙を使用すること。
- ・「Invoice Attach Sheet」や「包装明細書（Packing List）」等、原産地証明書の添付用紙として相応しくない表記をすること。
- ・原産地証明書用紙に文章等を途中まで記載し、記載しきれない残りを添付用紙に記載すること。
- ・添付用紙に宣誓文を記載すること。
- ・サインを記入すること。
- ・社印を押印すること。

SAMPLE

1. Exporter		CERTIFICATE OF ORIGIN		1. Exporter		CERTIFICATE OF ORIGIN	
2. Consignee		ORIGINAL or COPY		7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods		ORIGINAL or COPY	
		3. No. and date of Invoice				3. No. and date of Invoice	
		4. Country of origin				4. Country of origin	
		6. Remarks				6. Remarks	
5. Transport details		6. Remarks		the Exporter		10. Certification	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; 8. Quantity description of goods						3 / 3	
- To be continued -				- To be continued -			
9. Declaration by the Exporter		10. Certification		2 / 3			

貿易関係証明申請者登録 Q&A

【Q1】 貿易関係証明申請者登録は、商工会議所の会員のみ可能ですか。

→会員・非会員問わず、登録を行うことができます。

ただし、手数料が異なり、会員は無料、非会員は5,400円頂いております。

【Q2】 貿易関係証明申請者登録は、法人格をもっていない事業者、個人事業者や任意団体でも可能ですか。

→可能です。ただし、貿易関係証明申請者登録に際して必要な書類が異なりますので、HP上にご覧いただけます「貿易関係証明 企業登録方法 (PDF)」をご参照ください。

【Q3】 他の商工会議所に貿易関係証明申請者登録をしておりますが、福岡商工会議所では登録することなく貿易関係証明書の発給を受けられますか。

→改めて福岡商工会議所でご登録して頂く必要があります。

【Q4】 福岡商工会議所で会員登録をしておりますが、貿易関係証明申請者登録をする必要がありますか。

→会員・非会員を問わず、貿易関係証明申請に際し、貿易関係証明申請者登録は必要です。

【Q5】 貿易関係証明申請者登録の際に登録する署名者（サイナー）は、1社あたり何人でも可能ですか。

→可能です。貴社所属の方を、複数名ご登録することをお勧めします。

【Q6】 署名者（サイナー）が外国人の場合に限り、「英語」と「母国語」での2種類の登録が可能ですか。

→署名の登録は、国籍に関わらず、お1人1種類のみとなっております。

【Q7】 会社の代表者が変わった場合は、署名者（サイナー）の登録を全員分再登録する必要がありますか。

→再登録の必要はありません。したがって、代表者の変更手続きのみ行って頂ければ、継続して署名者のサインを使用することができます。

【Q8】 典拠インボイス及び原産地証明書にサインする者の署名が、福岡商工会議所に登録された者の署名ではないですが、申請は可能ですか。

→典拠インボイス及び原産地証明書の署名は、福岡商工会議所の登録された者の署名でなければなりません。

貿易関係証明申請者登録 Q&A

【Q9】 貿易関係証明申請者登録はどれくらい有効ですか。

→登録日から2年間有効です。

【Q10】 署名者（サイナー）の追加は可能ですか。

→貿易関係証明申請者登録の有効期間内（2年間）であれば、いつでも可能です。希望の場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

【Q11】 追加で登録された署名者のサインも2年間有効ですか。

→追加で登録された署名者のサインは、貿易関係証明申請者登録の有効期間内でのみ有効です。

Fukusho Trading Co., Ltd

9-28, Hakataeki-mae, 2-chome, Hakata-ku, Fukuoka, 812-8505, JAPAN

INVOICE

Messers : ABC Import Co., Ltd. 21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234 THAILAND	INVOICE NO. FK-0102	DATE August 21, 2013
	PAYMENT L/C AT SIGHT	

FROM Fukuoka, JAPAN	TO Bangkok, THAILAND
SHIPPED PER Ocean Bridge	SAILING ON OR ABOUT AUG 25, 2013

MARKS & NOS.	DESCRIPTION	QUANTITY	PRICE	AMOUNT
--------------	-------------	----------	-------	--------

ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN	<u>AUTOMOTIVE SPARE PARTS</u>	5 cartons		<u>FOB FUKUOKA</u>
1	ABC1012-001 B872 Piston Ring Set.	10SETS	¥2,800	¥28,000
2	ABC1106-121 B934 Piston Ring Set.	8SETS	¥4,300	¥34,400
3	ABC2002-331 L134 Gaskets Set.	5SETS	¥1,800	¥9,000
4	ABC2007-331 L673 H/Gaskets Sets.	5SETS	¥2,200	¥11,000
5	ABC5877-001 S303 STD. Battery	12PCS	¥6,900	¥82,800
6	ABC5444-121 S487 Battery (MP/A)	24PCS	¥9,800	¥235,200
7	ABC8993-114 W223 Air Conditioner	6PCS	¥12,000	¥72,000
8	ABC8993-122 W237 Air Conditioner	12PCS	¥18,000	¥216,000

TOTAL : 28 SETS & 54PCS ¥688,400

- * CONTRACT NO:N43110
- * L/C NO:09/123456/A
- * COUNTRY OF ORIGIN : JAPAN

Fukusho Export Inc.

T. Fukusho

Taro Fukusho

①輸出申告をする社名・住所・国名(日本)を記載。社名は当所の登録と完全一致が必要。

原産地証明書、コマーシャル・インボイスのサンプル
 インボイスの情報を原産地証明書
 所定の箇所へコピー&ペースト

原産地証明書の表記は原則英語。

1.Exporter(Name,address,country) Yokazo Trading Co.,Ltd 9-28,Hakataeki-mae 2-chome,Hakata-ku Fukuoka,812-8565,JAPAN		CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Fukuoka Chamber of Commerce and Industry Fukuoka,Japan	
2.Consignee(Name,address,country) ABC Import Co.,Ltd. 21st FL, Center Building 500 Main Road, Bangkok ,0123, THAILAND		*Print ORIGINAL or COPY 3.No.and date of invoice No : FK-0102 Date : August 21,2013	
5.Transport details From : Fukuoka, JAPAN To : Bangkok, THAILAND By : Ocean Bridge On or about : AUG 25,2013		4.Country of Origin JAPAN	
7.Marks,numbers,number and kind of packages; description of goods ABC BANGKOK C/No.1-5 MADE IN JAPAN		8.Quantity AUTOMOTIVE SPARE PARTS PISTON RING SETS 18SETS GASKET SETS 10SETS BATTERY 36PCS AIR CONDITIONER 18PCS TOTAL 28SETS&54PCS 5 CARTONS	
9.Declaration by the Exporter The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and Date : Fukuoka August 22, 2013 (Signature) <i>T. Fukusho</i> (Name) TARO FUKUSHO		10.Certification The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box4 to the best of its knowledge and belief. The Fukuoka Chamber of Commerce & Industry ここには何も記載しない。 (商工会議所使用欄)	

2欄に国名は必ず記載。
 5欄の仕向け国と一致。

②インボイス番号、インボイス作成日を記載。(月を文字、日付を数字、年を4桁)インボイス番号がない場合はNILを記載。

本欄は原則空欄。必要に応じ、P/O No., Contract No., Proforma Invoice No., 輸出者と直接契約あるL/C No., Manufacturer等の情報を記載できる。但し、典拠インボイス上での記載、その他書類の提出が必要。(事前にお問い合わせください)

④From 積出地,日本 (via 経由地) To 荷揚地、国名、輸送手段の記載が基本。出港予定年月日もインボイスと同一であれば記載可。

商品名は、第三者が容易に理解できる具体的・一般名称を記載。L/C決済の場合でも、L/Cの商品記述と食い違わない一般的な用語で記載ができる。(信用状統一規則(UCP)第14条e項)

インボイスと同一の荷印を記載。荷印の記載は必須。荷印がない場合は、Unmarked, No Mark (N/M)と記載。荷印がない場合は、インボイスにも荷印のない旨の記載が必要。

商標(ブランド)名や商品コードのみの記載は不可。商品名の日本語の記載は不可。

⑥数量・単位表記をインボイスと一致させ、同種の商品はまとめて表記することもできる。インボイス記載商品の一部を抜粋しての記載は不可。

申請地及び商工会議所への申請日を記載。申請日はインボイスの日付と同一日かそれ以後であること。未来の日付は不可。宣誓日があまりにも古い場合、発給不可。

当所に登録している署名・指名表示と同一であること。Signature欄に登録済の肉筆サインを記入。Name欄にはサイナー名を記載。